

第4章 都市づくりの方針

- 4-1 土地利用の方針
- 4-2 都市施設の方針
- 4-3 都市環境の方針

4-1 土地利用の方針

本市は、札幌圏として一体的に整備、開発及び保全する必要のある区域として札幌圏都市計画区域に指定されており、市街化区域と市街化調整区域に区分しています。

駅周辺を拠点とする集約型都市づくりに向け、「第7次総合計画」や「札幌圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等との整合を図りつつ、本市の自然や地形、市街地形成の経緯、今後の人口減少や少子高齢化の見通し等を踏まえ、便利で快適な市街地の形成や誰もが暮らしやすい住環境の形成のため、用途転換を含めた適切な土地利用を図ります。

市街地周辺部においては、市街化を抑制することを基本としながら、特徴である市街地と農業地の近接する優位性や良好な交通利便性など地域資源を生かした産業振興に寄与する土地利用の検討を行います。



野幌駅周辺



江別第1・第2工業団地



江別東インターチェンジ周辺

(1) 拠点

拠点は、商業業務機能、文化交流・行政機能などの公共サービス機能、交通結節機能(※1)など、主要な都市機能を地域の特性に合わせて充実・集積を進め、都市や地域活動の中心としてふさわしい都市空間の形成を図ります。

駅周辺を拠点とする集約型都市構造の形成に向け、野幌駅周辺及び都市機能が連担する中心軸である国道12号沿道を本市全体に必要な機能を集積する「中心市街地」、江別駅周辺、大麻駅周辺を中心市街地と相互連携を図りながら地域の活動を支える「地区核」とします。

高砂駅周辺、豊幌駅周辺、元江別中央地区については、地域の日常活動の拠点となる「地域拠点」とします。

なお、「中心市街地」及び「地区核」、「高砂駅周辺」については、都市機能の配置状況などを踏まえ、都市機能誘導区域(※2)に設定します。

また、各拠点での都市基盤施設の充実や、拠点内や拠点間での移動環境などの充実に努め、利便性と効率性の高い集約型の都市づくりを進めます。

表 4-1 拠点の個別方針

分類	個別方針
中心市街地	<ul style="list-style-type: none"> 野幌駅周辺及び都市機能が連担する中心軸である国道12号沿道は、本市の「顔」となる拠点として中心市街地に位置づけます。 本市の都市活動の中心として、都市機能の充実や土地の複合・高度利用を図り、誰もが利用しやすい魅力ある都市空間の形成を図ります。 都市機能誘導区域内においては、用途転換などを含めた適切な土地利用のあり方を検討し、商業、医療、福祉など中心市街地にふさわしい多様な都市機能の誘導を図ります。 市役所本庁舎などの行政機能や文化交流機能等の整備に向け、周辺環境に配慮しながら用途転換などを含めた適切な土地利用を図ります。 バリアフリー化の推進により、安全で快適な歩行空間の整備推進を図ります。
地区核	<ul style="list-style-type: none"> 江別駅周辺、大麻駅周辺は、中心市街地と各種都市機能の連携を担う拠点として地区核に位置づけます。 地域の都市活動の拠点として、都市機能の充実を図り、歴史性や界索性、自然環境など地域の特性を踏まえた魅力ある都市空間の形成を図ります。 都市機能誘導区域内においては、用途転換などを含めた適切な土地利用のあり方を検討し、地域の特性に応じた都市機能の誘導を図ります。 行政機能の集約などにより他の土地利用への転換を図る必要がある場合においては、用途転換などを含めた適切な土地利用を図ります。 バリアフリー化の推進により、安全で快適な歩行空間の整備推進を図ります。
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 高砂駅周辺、豊幌駅周辺、元江別中央地区は、地域住民の日常生活を支える拠点として地域拠点に位置づけます。 地域の日常活動の拠点として、地域の実情に応じた生活関連機能などの充実を図ります。 都市機能誘導区域内においては、用途転換などを含めた適切な土地利用のあり方を検討し、地域の特性に応じた都市機能の誘導を図ります。

(※1) 交通手段相互の乗り換え及び歩行が効率的かつスムーズに行えることが求められる最も基本的となる重要な機能。

(※2) 医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

(2) 住宅地

住宅地は、生活様式や価値観の多様化、少子高齢化の進展など社会情勢の変化に対応した、誰もが安心して住み続けられる住環境の形成を目指します。

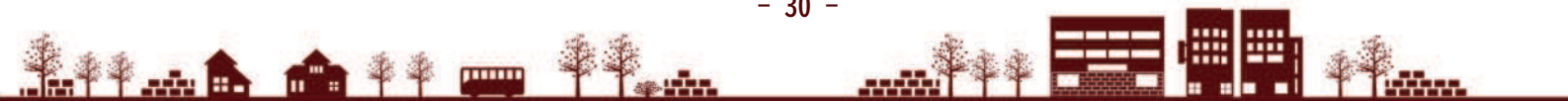
生活様式や価値観に応じた多様性のある住宅地の形成に向け、多様な居住機能や生活利便機能などが調和した「一般住宅地」と、戸建住宅を主体としたゆとりある「専用住宅地」で構成します。

コンパクトな市街地の形成を図るため、居住誘導区域(※3)へゆるやかに居住を誘導し人口密度の維持を図るとともに、過度に自家用車に頼らず、徒歩や公共交通などを利用して誰もが快適に生活できる住宅地を目指します。

表 4-2 住宅地の個別方針

分類	個別方針
一般住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主に拠点周辺に位置する住宅地は、戸建住宅や集合住宅などの多様な居住機能や生活利便機能が相互に調和を保ちながら構成される中密度住宅地の形成を目指す区域として、一般住宅地に位置づけます。 ■ 大規模未利用地は、住民ニーズや周辺環境などを踏まえ、地域地区の変更や地区計画制度など用途転換を含めた土地利用のあり方を検討し、暮らしやすい住宅地の形成を図ります。 ■ 少子高齢化の進展などへの対策として、住みかえ・移住などの支援を推進します。 ■ 安全で安心な生活環境の確保を図るために、空き家等への対策を推進します。
専用住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主に一般住宅地周辺に位置する住宅地は、戸建住宅を主体としながら一定の生活利便施設などを有し、地域コミュニティが持続できるゆとりある低密度住宅地の形成を目指す区域として、専用住宅地に位置づけます。 ■ 社会情勢などを踏まえ、周辺の良好な居住環境の維持に努めることを基本に、今日的な住要求に対応した住宅建設が可能となるよう、必要な対応について検討します。 ■ 大規模未利用地は、住民ニーズや周辺環境などを踏まえ、地域地区の変更や地区計画制度など用途転換を含めた土地利用のあり方を検討し、生活利便施設などの立地により暮らしやすい住宅地の形成を図ります。 ■ 少子高齢化の進展などへの対策として、住みかえ・移住などの支援を推進します。 ■ 安全で安心な生活環境の確保を図るために、空き家等への対策を推進します。

(※3) 人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。



(3) 幹線道路沿道地

幹線道路沿道地は、良好な交通環境の活用や後背の住環境の保護を目的とした土地利用を図り、中心軸や交通軸などを中心とした幹線道路沿道地を位置づけます。

表 4-3 幹線道路沿道地の個別方針

個別方針
<ul style="list-style-type: none"> ■ 後背にある住宅地の保護としての緩衝機能や沿線の都市環境と調和した土地利用を図りません。 ■ 交通利便性を生かした商業業務施設などの多様な都市機能や集合型の居住機能などが調和した土地利用を図ります。 ■ 大規模未利用地は、住民ニーズや周辺環境などを踏まえ、用途転換などを含めた土地利用のあり方を検討し、都市機能の充実を図ります。 ■ 中心軸沿道地は、地域特性や周辺状況などを踏まえ、商業業務機能、交通結節機能、公共サービス機能など、都市の骨格にふさわしい都市機能の誘導や土地利用を目指します。

第1章
都市計画
マスタープランとは

第2章
江別市の現状と課題

第3章
将来都市像と
都市づくりの目標

4-1 第4章
土地利用の方針
都市づくりの方針

第5章
地域別構想

第6章
計画の推進に向けて

資料編



(4) 工業地・商業業務地

工業地は、札幌圏としての立地条件や良好な交通環境などの特性、特色をもった工業地ごとの魅力を生かした企業誘致の推進や工業地環境の向上に向けた取組を進めるとともに、産業振興に優位性のある地区については、新たな土地利用の検討を行います。

商業業務地は、地域の特性に応じた都市機能が充実・集積する土地利用を目指します。

拠点のうち、野幌駅周辺を「拠点商業業務地」、江別駅周辺及び大麻駅周辺を「地域商業業務地」に位置づけます。

また、幹線道路沿道を「沿道商業業務地」、豊幌駅周辺、高砂駅周辺、元江別中央地区を「その他の商業業務地」に位置づけます。

地域住民の生活利便性向上のため、本市の特徴である「商店街」を位置づけ、商店などの商業機能や地域社会活動の場などとして土地利用の検討を行い、活性化を図ります。

表 4-4 工業地・商業業務地の個別方針

分類	個別方針
第1、第2工業団地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 製造や加工・流通を主体とした企業の集積を図ります。 ■ 札幌圏連携道路（道道札幌北広島環状線）などの基盤整備による需要の変化や企業ニーズを踏まえた土地利用の検討を行います。 ■ 利便性に優れる交通アクセス環境を生かし、周辺環境に配慮しながら、未利用地の活用などを進めます。
RTNパーク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 先端技術系産業や食品関連産業を主体とする企業の集積を図ります。 ■ 野幌森林公園や農村地域に近接する良好な環境を生かした特色ある土地利用とします。 ■ 今後の土地利用への需要などに対しては、民間が所有する未利用地の活用のほか、市街地外縁部への拡大も視野に入れた検討を行います。
インターチェンジ周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東西インターチェンジ周辺やアクセス道路沿道などは、周辺の農村地域への環境配慮・調和などを踏まえながら、交通環境などの優位性や地域の特性を生かした産業振興、まちの魅力の向上につながる戦略的な土地利用の検討を進めます。
その他の工業地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 王子、高砂駅周辺の工業流通地や対雁の研究産業地など、既存市街地内の工業地は、これまでの発展経過などを踏まえ、地域の特性などに応じた土地利用に努めます。
商業業務地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の特性に合わせた商業、医療、福祉、行政などの多様な都市機能の誘導・集積を図ります。 ■ 拠点商業業務地は、都市活動の中心として、多様な機能が集積する高密度の利用を基本とします。 ■ 地域商業業務地は、中密度の利用を基本とし、歴史性や界索性など地域の特性を踏まえた機能集積を図り、必要な場合は周辺との調和に配慮しながら高密度の利用を図ります。 ■ 沿道商業業務地は、市街地内に網羅的に整備されている幹線道路沿道での分散的な都市機能の立地を図り、その他の商業業務地は、地域の実情に応じた生活関連機能などの充実を図ります。 ■ 環境変化を捉えながら、地域特性を踏まえた個性的で魅力ある商店街づくりを進めます。

(5) 市街地周辺部

市街地周辺部は、農業地や良好な自然環境を有する森林、河川敷地などで構成されていることから、本市の特徴である市街地と広大な農業地が近接する優位性を生かした都市づくりを目指します。

市街化を抑制することを基本としながら、必要に応じて、自然環境・景観の保全や農業の維持と発展に寄与する土地利用や、市街地周辺部の特性を生かした土地利用の検討を行います。

表 4-5 市街地周辺部の個別方針

分類	個別方針
農業地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市近郊型農業の推進のため、優良な農地を保全し、食料生産基地としての土地利用を図ります。 ■ 農家レストランや直売所などのグリーン・ツーリズム施設整備を推進し、市民をはじめとする都市住民と農業者の交流が生まれる環境の創出により、農業の振興と農村の活性化を総合的に推進します。 ■ 農業集落地は、生活排水処理施設の整備など生活環境の改善に努め、良好な農村環境や農村景観の形成を図ります。
河川敷地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 石狩川、千歳川、夕張川の主要河川や中小河川の敷地は、治水(※4)機能や生態系の保全のほか、親水空間(※5)としての役割を担います。 ■ 関係機関と連携を図りながら安全に配慮し、適正に保全・活用します。
幹線道路沿道	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市街地周辺部の特性を生かした土地利用を基本としつつ、地域資源を生かした産業振興に寄与する土地利用については、必要に応じて周辺環境の保全・調和などを考慮して検討します。 ■ 東西インターチェンジ周辺やアクセス道路沿道などは、交通便利などの優位性を生かした、産業振興やまちの魅力の向上につながる戦略的な土地利用の検討について、周辺環境を踏まえながら進めます。
野幌森林公園	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市を象徴する広大な自然環境を有する野幌森林公園は、保水機能や防風機能、生態系の維持など重要な役割を担うとともに、市街地の魅力づくりや環境負荷の低減などに寄与する「緑の要」として位置づけ、関係機関と連携し保全と活用を図ります。 ■ 隣接市街地では、広大な自然環境を生かした緑豊かで魅力ある住宅地や教育研究環境、工業地の形成を目指します。
社会情勢の変化や新しいニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市街化調整区域内の遊休公共公益施設などについては、必要に応じて住民ニーズを踏まえ、周辺環境との調和を考慮しながら、特性を生かした活用方策を検討します。 ■ 周囲が市街化区域などで囲まれている市街化調整区域のうち、都市基盤整備上支障がなく、周辺市街地と調和し、健全で一体的かつ効率的な市街化を図るべき区域については、都市的土地利用が図られるよう地区計画制度などを検討します。 ■ 市街化調整区域における都市的土地利用において、市街化区域内に立地することが馴染まない機能や地域の特性を生かす機能の立地については、農業などとの調整を図りつつ、適切な土地利用を検討します。

(※4) 洪水などの水害を防ぎ、また水運や農業用水の便のため、河川の改良・保全を行うこと。

(※5) 河川、湖沼などの水辺において、水にふれ、接し、眺めるなど、水と親しむことができる空間。

凡 例

●	中心市街地	●●●●	都市地区
●	地区核	●●●●	文教地区
●	地域集積点	■	公園・緑地
●	一般住宅地	■	高速自動車道
●	専用住宅地	■	広域高規格道路
■	工業地	■	広域幹線道路
■	製造・加工・流通業等	■	広域幹線道路
■	先制技術・食品製造業等	■	都市幹線道路
■	インターネット周辺の 土地利用を誘引する エリア	●	公共施設
■	商業地	●	中学校
■	商業用地	▲	高等学校
■	河川	■	大学
■	野樹森林公園		
■	産業学園大学等用地		

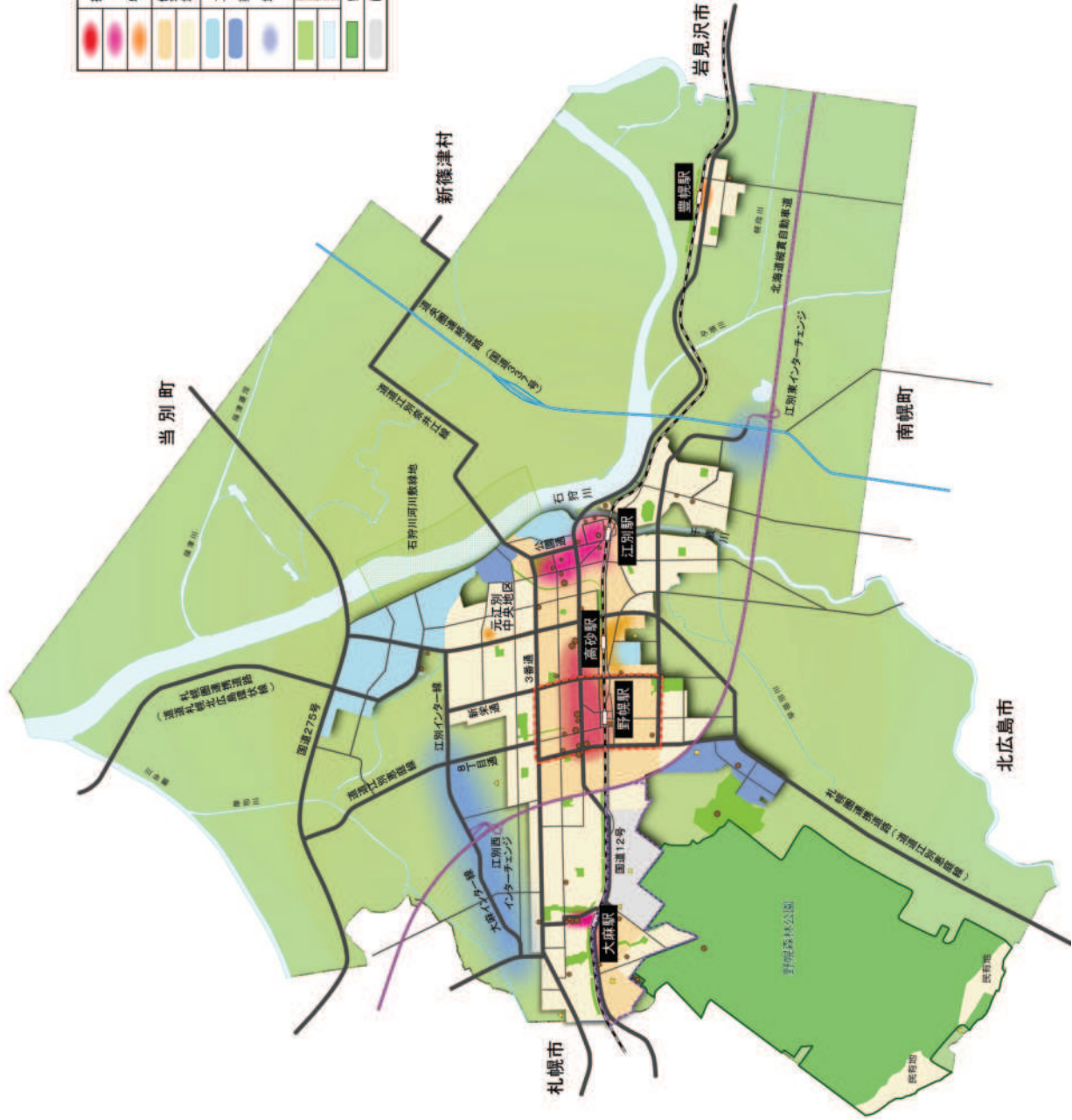


図 4-1 土地利用の方針図

4-2 都市施設の方針

道路、公園緑地、公共・公益施設、上下水道などの都市施設は、円滑な都市活動を支え、市民の利便性の向上や良好な都市環境を確保する上で必要な根幹的な施設であり、都市の骨格を形成するものです。

今後は人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化により、各都市施設の役割にも変化が生じることが想定され、多様な市民ニーズに対応することが求められます。

誰もが快適に生活できる環境の形成のため、引き続き計画的な都市施設の整備を行います。



美原大橋



江別駅跨線人道橋



大麻新町公園

第1章
都市計画
マスタープランとは

第2章
江別市の現状と課題

第3章
将来都市像と
都市づくりの目標

4-2 第4章
都市づくりの方針
都市施設の方針

第5章
地域別構想

第6章
計画の推進に向けて

資料編

(1) 道路

1) 道路網

道路は、自動車や歩行者、自転車等の基本的な通行機能をはじめ、市街地の形成や土地利用の誘導機能、電気・ガス・水道などのライフライン(※6)の収納や防災、環境等の空間機能を有する市民の生活には欠かせない重要な都市基盤施設です。

本市の道路網は、必要とされる役割に応じて、「高速自動車道」、「広域高規格道路」、「広域幹線道路」、「都市幹線道路」に分類した道路を将来的な交通需要などを考慮した配置としており、今後は完成に近づきつつある道路網の整備を引き続き推進します。

また、既存の道路においては、交通状況や周辺環境、土地利用などに応じた必要な機能強化を図るとともに、老朽化が進行する道路施設の修繕・補修を計画的に推進することで、安心で安全な通行空間の確保に努めます。

長期間未着手の都市計画道路については、交通量や道路網への影響、土地利用計画などを考慮し、必要な見直しを検討します。

表 4-6 道路網の個別方針

分類	個別方針
高速自動車道	<ul style="list-style-type: none"> 北海道内の各圏域や都市間を連絡する道路であり、広大な北海道においては、円滑な人や物の流れを確保する重要性の高い役割を担います。 「北海道縦貫自動車道」を位置づけます。
広域高規格道路	<ul style="list-style-type: none"> 広域的交流拠点や物流拠点を連結し、札幌圏における人流や物流の連携を図る役割を担います。 「道央圏連絡道路(国道337号)」を位置づけます。
広域幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> 道央圏の骨格道路の一部であり、市町村間の連携を図る上で、重要な役割を担う道路です。 「国道12号」、「国道275号」、「札幌圏連携道路(道道札幌北広島環状線、道道江別恵庭線)」、「3番通」を位置づけます。 「札幌圏連携道路(道道札幌北広島環状線)」の整備推進に努めます。
都市幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> 市内の広い範囲で主要な道路網を形成する役割を担い、「高速自動車道」、「広域高規格道路」、「広域幹線道路」へのアクセスや地域間の連絡を担う道路を「幹線道路」と位置づけ、それを補完する機能を備える道路を「補助幹線道路」と位置づけます。

(※6) 電気、ガス、上下水道、電話、通信など都市生活や活動を支えるために整備されている供給処理、情報通信施設。



第1章 都市計画マスタープランの位置づけ	第4章 都市づくりの方針	第5章 都市計画の進め方
第2章 都市計画の理念と目標	第4-2 都市基盤の方針	第6章 都市計画の実施と見直し
第3章 都市計画の進め方		第7章 都市計画の見直しと見直し

凡 例

	高速自動車道
	広域高規格道路
	広域幹線道路
	都市幹線道路
	補助幹線道路
	郊外の主な道路
	都市計画道路の見直し検討路線
	鉄 道

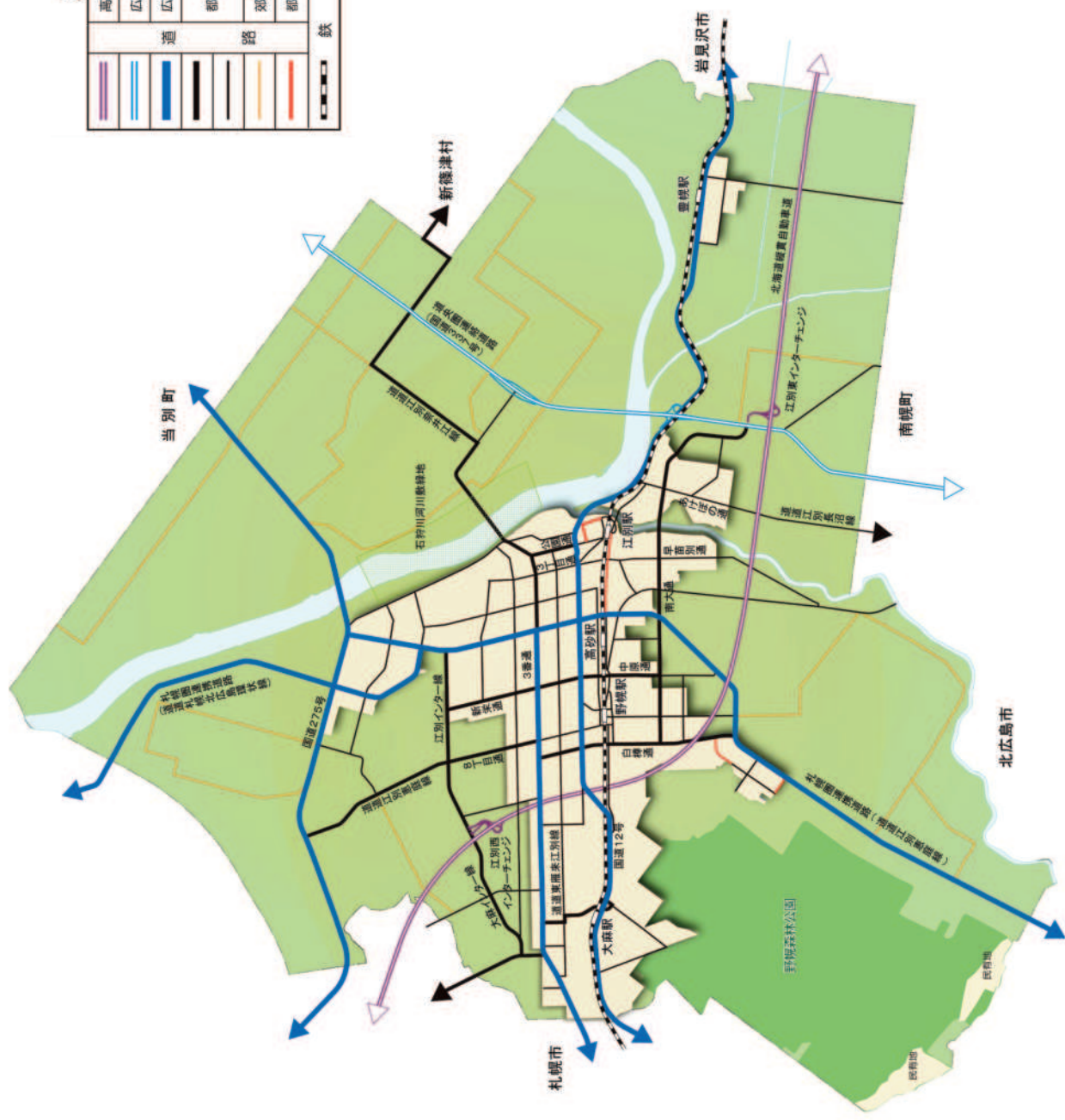


図 4-2 道路網の方針図

2) 歩行系道路

歩行系道路は、駅や公共施設、公園などを接続するよう市内に広く配置し、路線の重要度や利用形態に合わせた位置づけを行います。

“歩いて暮らせる都市づくり”の実現を目指し、市民が目的地まで安心して歩行等により移動できる通行空間の確保に努めます。

表 4-7 歩行系道路の個別方針

個別方針
<ul style="list-style-type: none"> ■ 拠点内や拠点周辺においては、多くの人流が見込まれることから、重要度が高い経路として「主要歩行者通行路線」に位置づけられます。 ■ 自動車の通行とは分離し、歩行者や自転車のみ通行することが可能な構造とする自転車歩行者専用道路、グリーンモール(※7)、園路、緑道などを「歩行者専用路線」に位置づけます。 ■ 駅周辺などにおいて歩行通路を整備する際は、周辺の景観やバリアフリーに配慮し、あらゆる方が安全に通行できる歩行空間の確保に努めます。 ■ 通学路については、江別市通学路安全プログラム(※8)に基づき、関係機関と連携し必要な対策を検討します。 ■ 自転車の通行については、自転車利用に関するルールの周知を図るなどのソフト対策(※9)を推進するとともに、必要に応じて自転車通行空間の整備を検討するなど、安全な自転車通行空間の確保に努めます。

(2) 公園緑地

誰もが安全に安心して利用できるよう既存施設の長寿命化を基本としながら、利用者ニーズや周辺環境、社会情勢に配慮した整備などを計画的に進め、健康と心の豊かさを保つ公園環境づくりを進めます。

また、維持管理や再整備においては、市民との協働により進めます。

表 4-8 公園緑地の個別方針

個別方針
<ul style="list-style-type: none"> ■ 効率的な維持管理により、既存施設の長寿命化を図り、計画的な施設整備を進めます。 ■ 公園の整備においては、ワークショッパやアンケート等により市民ニーズを取り入れるとともに、必要に応じて周辺環境や自然環境、社会情勢などを踏まえた施設整備や適正配置を検討します。 ■ 公園・緑地などの管理においては、アダプト・プログラム制度(※10)を活用し、地域住民との協働による清掃・美化活動を進めます。 ■ 公園の規模や周辺環境等に応じて、指定緊急避難場所への指定など、防災施設としての役割を担います。

(※7) 樹木など緑や憩いのある風景を楽しむ歩行系道路を主とした施設。

(※8) 通学路の安全確保のために必要な対策内容について関係機関で協議し作成した江別市通学路交通安全プログラム(平成26年4月)に、国から通知された「登下校防犯プラン」を参考に、防犯の取組を追加した通学路の安全確保を図る取組。

(※9) 施設的な整備を伴わず情報活用やシステム運用等で取り組む対策のこと。(※ハード対策)

(※10) アダプトとは「養子縁組をする」という意味で、住民が道路、公園などの公共スペースを、養子のように愛情をもって面倒をみることに由来する。自治体と住民が互いの役割分担について協定を結び、継続的に清掃・美化活動を進める制度。

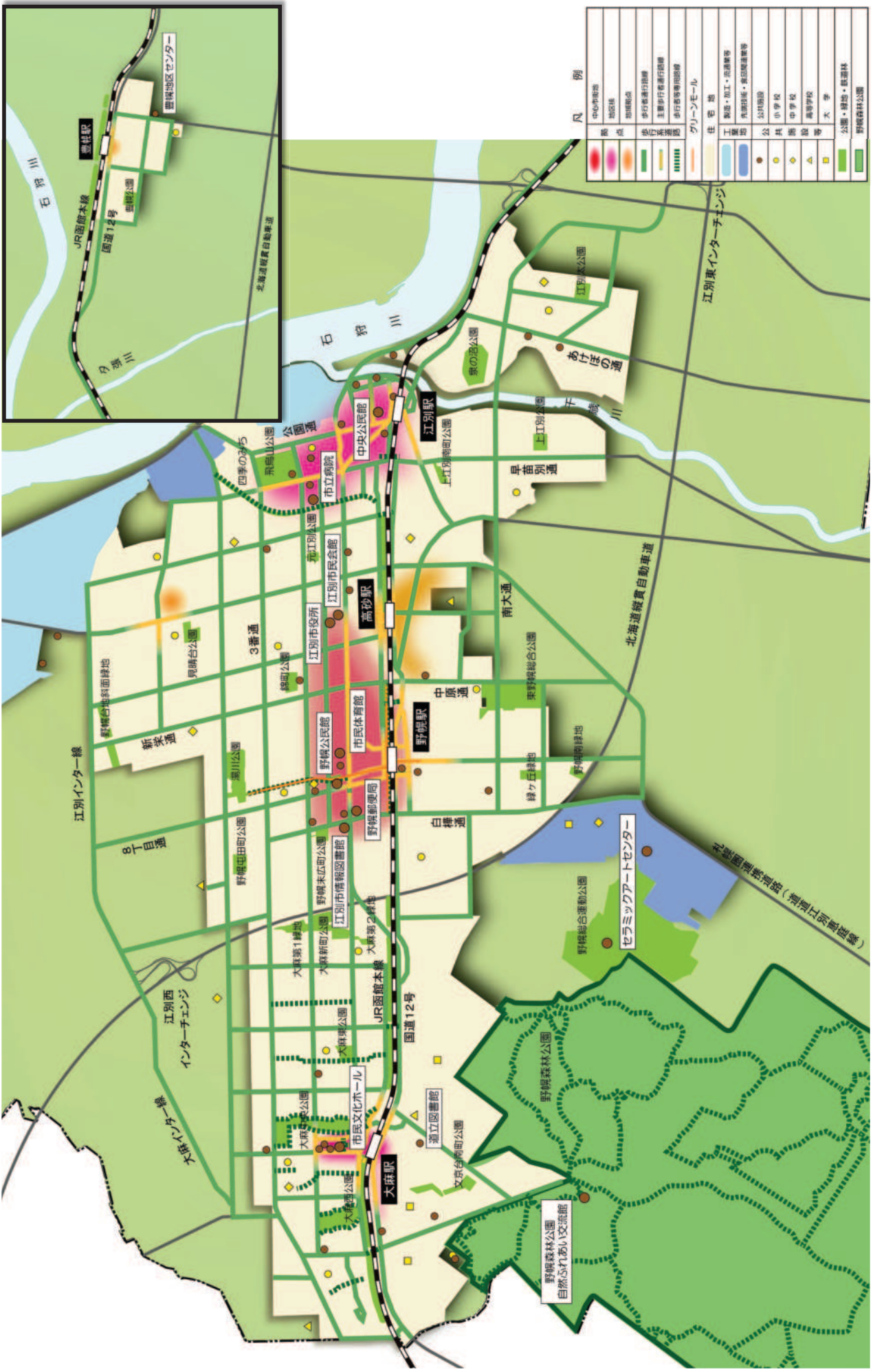


図 4-3 歩行系道路・都市計画公園緑地の方針図



(3) 公共交通

過度に自家用車へ頼らず、人の移動を支える身近な交通手段としての役割を担います。
都市機能の集約化に加え、公共交通ネットワークを連携させることで、コンパクトなまちづくりに向けた取組を推進します。

表 4-9 公共交通の個別方針

個別方針	
■	バス路線や運行ダイヤ等の見直しなどをはじめとする少子高齢化社会に対応したバスネットワークの改善やデマンド型交通(※11)などの新たな移動手段の導入など、市民や関係機関との連携を図りながら、持続可能な公共交通ネットワークの構築に努めます。
■	交通機能の中核を担う主要なJR駅においては、運行情報の充実化をはじめ、交通結節点としての機能強化に努めます。
■	バス路線などの基本情報の周知や啓発活動等により、公共交通を支える市民意識の醸成を促し、公共交通の利用促進に向けた取組を行います。

(4) 公共・公益施設

少子高齢化の進展や市民ニーズの多様化に対応した機能の充実を図るほか、施設の老朽化への効率的な対応や災害に対応した安全性の確保、脱炭素社会に向けた環境への配慮、江別らしい景観への配慮など適切に進めます。

また、施設の配置においては、配置状況や利用状況から、地域ごとの特性を把握し、適切に対応します。

表 4-10 公共・公益施設の個別方針

分類	個別方針
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存施設の効率的な長寿命化や有効利用、機能の充実に努め、耐震化及びユニバーサルデザイン化(※12)を推進します。 ■ 整備・更新などにおいては、再生可能エネルギー導入の推進や地場産れんがの使用など景観形成に配慮するとともに、施設や機能の複合化・集約化を検討します。 ■ 新たな施設整備においては、市民と行政の役割分担、多用途活用や集約化などを検討します。 ■ 市営住宅においては、周辺環境や地域の特性を踏まえ、効率的な更新と長寿命化を計画的に推進します。 ■ 本庁舎建替においては、市民の利便性のほか、防災や環境、景観への配慮のうえ、機能の充実に努めます。
地域施設等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護施設や子育て支援施設、コミュニティ施設等の地域に根差した施設は、地域の実情に応じた適正な配置や維持管理を行い、地域住民の安全を確保するとともに、環境や景観への配慮に努めます。

(※11) 利用者の予約状況に合わせて運行時間や運行経路等を柔軟に対応する交通サービス。

(※12) 年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用しやすいデザインのこと。

(5) 上下水道・処理施設

水道は、将来にわたり安全で安心して使える水道水を安定的に供給するため、持続可能な事業運営を推進します。

下水道は、施設の適切な維持管理と計画的な改築・更新や災害対策を行うことで、衛生的な生活環境の確保と河川などの水質保全に努めます。

ごみ処理施設等は、施設の延命化等により適正なごみ処理を継続するとともに、ごみの発生抑制を進め、循環型社会(※13)の形成を目指します。

表 4-11 上下水道・処理施設の個別方針

分類	個別方針
水道	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水道施設の適切な維持管理を実施するとともに、今後の水需要も考慮した計画的な更新を進めます。 ■ 水質に影響を及ぼす危害リスクへの対応を整理した水安全計画を推進し、水源から蛇口に至るまで総合的な水質管理の充実を図ります。 ■ 地震及び停電などの災害時においても水道水を確保するため、水道施設の災害対策を推進し、耐震化や管網の強化などの施設整備を図ります。 ■ 災害時に備え、応急復旧や応急給水の訓練の実施、資機材の備蓄など、応急対策について更なる体制の強化を図ります。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下水道施設の点検や修繕を実施することで、老朽化した施設の延命化を図るとともに、計画的に改築や更新を進めます。 ■ 地震などの災害に備え、施設の更新に合わせた耐震化など、災害発生時における下水道機能の早期回復や機能確保などに努めます。 ■ 下水汚泥や処理水、消化ガスを有効に活用することで、環境負荷の低減を図ります。
処理施設等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長期的かつ安定的なごみ処理などを継続するため、環境クリーンセンターの延命化等を図ります。 ■ ごみの発生抑制に向けた取組を行うとともに、資源物や熱エネルギーの回収を進め、循環型社会の実現に努めます。 ■ 施設の更新等を行う場合は、周辺環境に配慮し、適切な配置を図ります。

(※13) 生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負担が少ない社会のこと。



凡 例

	上下水道施設		水通施設
	処理施設等		下水道施設
	住宅地		ごみ処理施設
	工業地		その他処理施設
	製造・加工・流通業等		
	先端技術・食品関連業等		
	インターチェンジ周辺の土地利用を検討するエリア		
	酪農学園大学等用地		

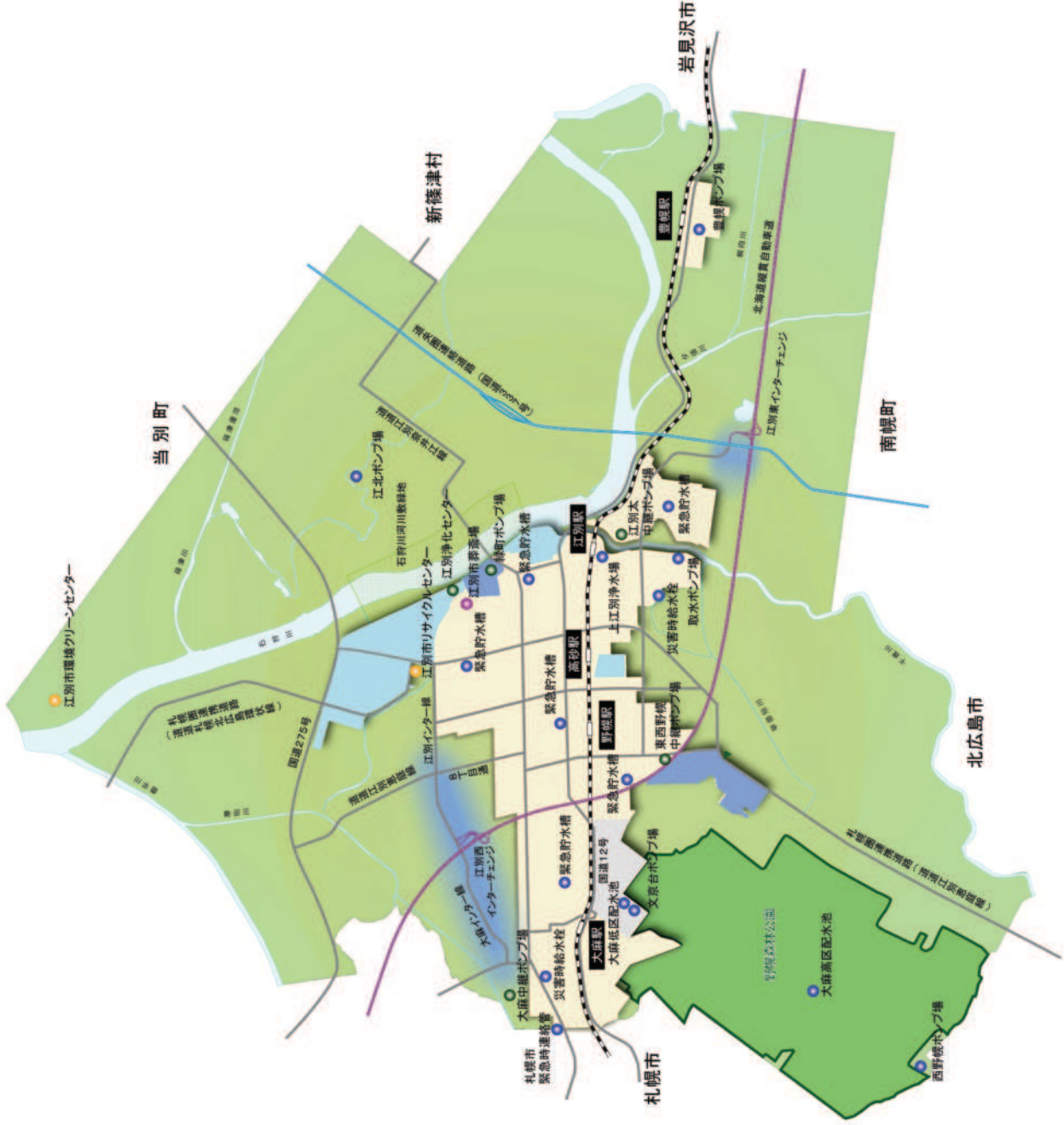


図 4-4 上下水道・処理施設の方針図

第1章 都市計画 マスタープランとは	第2章 江別市の現状と課題	第3章 都市計画 マスタープランの目標	第4章 都市づくりの方針 都市基盤の方針	第5章 地域別の方針	第6章 計画の実現に向けて	資料編
--------------------------	------------------	---------------------------	----------------------------	---------------	------------------	-----

4-3 都市環境の方針

江別らしさを生かした住みよい都市づくりを進めるためには、誰もが安全・安心に暮らせる災害に屈しない都市の形成、恵まれた自然や本市を象徴するれんがの温かさなど暮らしてほっとする景観を有する都市の形成、野幌森林公園や石狩川をはじめとする自然環境の保全・活用や脱炭素社会を目指す都市の形成が欠かすことのできない要素です。

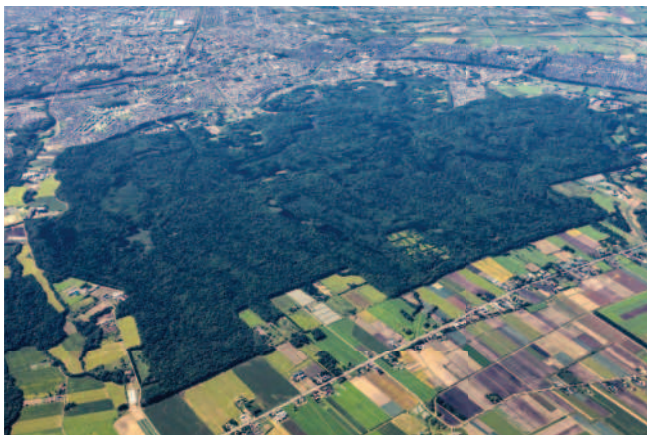
本市の特徴である自然、歴史、文化などの地域資源を生かしながら、良好な都市環境の形成を図ります。



石狩川



江別市ガラス工芸館



野幌森林公園

第1章
都市計画
マスタープランとは

第2章
江別市の現状と課題

第3章
将来都市像と
都市づくりの目標

4-3 第4章
都市環境の方針

第5章
地域別構想

第6章
計画の推進に向けて

資料編

(1) 都市防災

水害等の自然災害を未然に防ぐための施設整備を進めるとともに、災害時の被害を最小限に抑えられるよう、地域の特性に応じた防災体制の充実や意識向上を図るための施策を推進し、災害に屈しない強靱な都市環境を形成します。

表 4-12 都市防災の個別方針

分類	個別方針
水害に強い施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気候変動による水害の頻発化・激甚化が予想されていることから、河川の堤防強化及び内水(※14)排除施設の整備など治水安全度の向上に努めます。 ■ 河川防災ステーションは、水防資器材の備蓄所や水防活動の拠点基地として活用します。
地震に強い施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指定避難所や防災拠点となる公共施設、要配慮者利用施設(※15)のほか、多くの市民が利用する建築物の耐震化を促進します。 ■ 住宅における耐震診断や耐震化などの支援及び市民への情報提供を行います。 ■ 公園のオープンスペースを確保し、指定緊急避難場所としての機能の確保を図ります。 ■ 震災時における避難経路や代替路線を踏まえた道路網の形成を図ります。 ■ 震災時に通行を確保する道路は、災害時における避難・輸送に支障のないよう、災害に応じた対策に努めます。 ■ 上下水道施設の耐震化を推進し、震災時におけるライフラインの確保に努めます。
火災に強い施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市街地内の公園、河川空間、道路空間などは延焼防止帯となるオープンスペースとしての適切な確保について検討します。
防災体制・連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災活動における、市民・事業者・行政・関係機関等や都市間での連携強化を図り、被害の最小化に努めます。 ■ 市民・事業者などによる自主的な防災組織づくりの推進や活動への参加を啓発し、地域に対応した防災体制の充実に努めます。 ■ 林野火災の予防や市街地への延焼防止のため、市民への周知や関係機関等との連携強化に努めます。 ■ 災害時に備えた情報発信や防災訓練の実施、通信機能の強化、災害時に取るべき避難行動などの周知を図ります。 ■ 積雪期においては、市民・事業者・行政による適切な役割分担での除排雪などに努め、地震や大雪などの緊急時には、緊急車両の通行の確保を優先とするなど、適切な対応に努めます。 ■ 災害級の大雪への対策として、市民や事業者を交えた情報共有や情報発信の強化等の取組に努めます。 ■ 居住を誘導する区域においては、地域ごとの課題を踏まえた取組方針を明確化し、計画的に防災・減災対策に取り組みます。

(※14) 主に地表に降った雨が浸水せずに川へ流下する水。

(※15) 社会福祉施設、学校、医療施設、その他防災上の配慮を必要とする人が主に利用する施設。



(2) 景観

恵まれた自然や農村の原風景、本市を象徴するれんがなどの江別らしい景観、歴史性や地域性などの賑わいや魅力ある景観の保全や創出、発掘、活用を図ることで、暮らしてほっとする景観のあるまちを目指します。

また、景観に関する取組においては、市民、事業者、行政等が適切に協力して、市民協働により進めます。

表 4-13 景観の個別方針

分類	個別方針
市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅地においては、れんがと緑が身近にあり、愛着と温かみのあふれた暮らし続けたい景観づくりを市民と協働で進めます。 ■ 商業地などの人が集まる場所では、れんがを用いた店舗や店先への植栽などにより、活気と心地よさにあふれる魅力ある景観づくりを企業や商店街などと協働で進めます。 ■ 工業団地など工場が集まる場所では、区内や周辺の自然が調和した景観づくりのため、道路や工場敷地内の緑化を企業と協働で進めます。 ■ 幹線道路沿道地は、まちの顔となる空間であることから、道路沿道などの緑化や適正な管理を行うとともに、地域ごとの風土や特色を生かした道路景観の形成を市民協働でめざします。 ■ 建築物や屋外広告物などに関する景観上の関連法令の適切な運用により、市街地景観を守ります。
郊外の景観	<ul style="list-style-type: none"> ■ 野幌森林公園や石狩川をはじめとする各河川、河畔林及び湖沼などは、関係機関等と連携しながら、必要な機能を確保しつつ適正に保全します。 ■ 広大な農地と点在する屋敷林、歴史ある耕地防風林、河畔林などは、所有者や管理主体などの協力を得ながら、自然が織りなす原風景として保全に努めます。 ■ 幹線道路沿道地は、遠くの山並みを背景に、広大な農地が広がり、江別らしい農村地域を印象づける空間であることから、都市近郊型農業や田園風景などの周辺環境に配慮した沿道景観の保全や形成を市民協働で目指します。 ■ 建築物や屋外広告物などに関する景観上の関連法令の適切な運用により、農村景観を守ります。
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設等の整備においては、地場産れんがの使用など、周囲の環境に配慮しながら、れんがのまちにふさわしく親しみのある都市景観の形成に努めます。
景観の発掘・活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 良好な都市景観を創り出している建造物や活動などの表彰、フォトコンテストを行うことで、市民や所有者等へ景観に対する意識の啓発を図るとともに、地域や市のPRに活用します。



(3) 環境

本市は、野幌森林公園や石狩川などをはじめとした特有の豊かな自然環境を有していることにより、都市部においても水と緑を身近に感じることができます。これらを市民協働により保全、創造、活用することで、江別らしい都市環境の形成、まちづくりを進めます。

また、コンパクトなまちづくりや豊かな自然環境の保全・活用、再生可能エネルギーの導入拡大などにより脱炭素社会の実現を目指します。

表 4-14 環境の個別方針

分類	個別方針
水と緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市特有であり、緑の要となる野幌森林公園や水・緑の骨格となる石狩川、鉄道林、耕地防風林をはじめ、各地域に残る樹林地や郊外の河畔林、湖沼などは、必要な機能を確保するとともに市民・事業者・行政の協働による適正な保全により質の向上に努めます。
水と緑の創造・活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水と緑のネットワークを構成する緑の拠点の整備に向けた検討を行います。 ■ 脱炭素や環境保全、レクリエーション、防災、景観、生物多様性など多様な観点から、水と緑の空間の創造を市民協働で進めます。 ■ 市街地開発などにおいては、新たな公園の緑や住宅地など身近な緑の創造を進めます。 ■ 快適で美しい街並みづくりのため、花や緑がある環境を市民協働で創造します。 ■ 野幌森林公園や市街地の樹林地、水辺、石狩川や市内を流れる様々な中小河川など身近な緑や水辺をはじめ、農地や湖沼、河畔林など、緑や水、土と人との交流の場として、所有者や関係機関等との連携を図りながら適正な活用に努めます。 ■ まちなかの河川空間においては、市民との協働、関係機関等との連携を図りながら水辺での賑わいの創出を進めます。
環境	<ul style="list-style-type: none"> ■ コンパクトなまちづくりや公共交通の利用促進などにより脱炭素化を目指します。 ■ 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの吸収が期待される野幌森林公園、耕地防風林、河畔林、身近な緑などの自然環境の保全・管理を市民や関係機関等と連携を図りながら進めます。 ■ 環境負荷の低減に資する事業・施策などの推進を図ります。 ■ 再生可能エネルギー活用に伴う新たな需要に応じた土地利用の検討を行います。



凡 例

水	緑のネットワーク
と	公園・緑地・鉄道林
緑	河川
市	街地

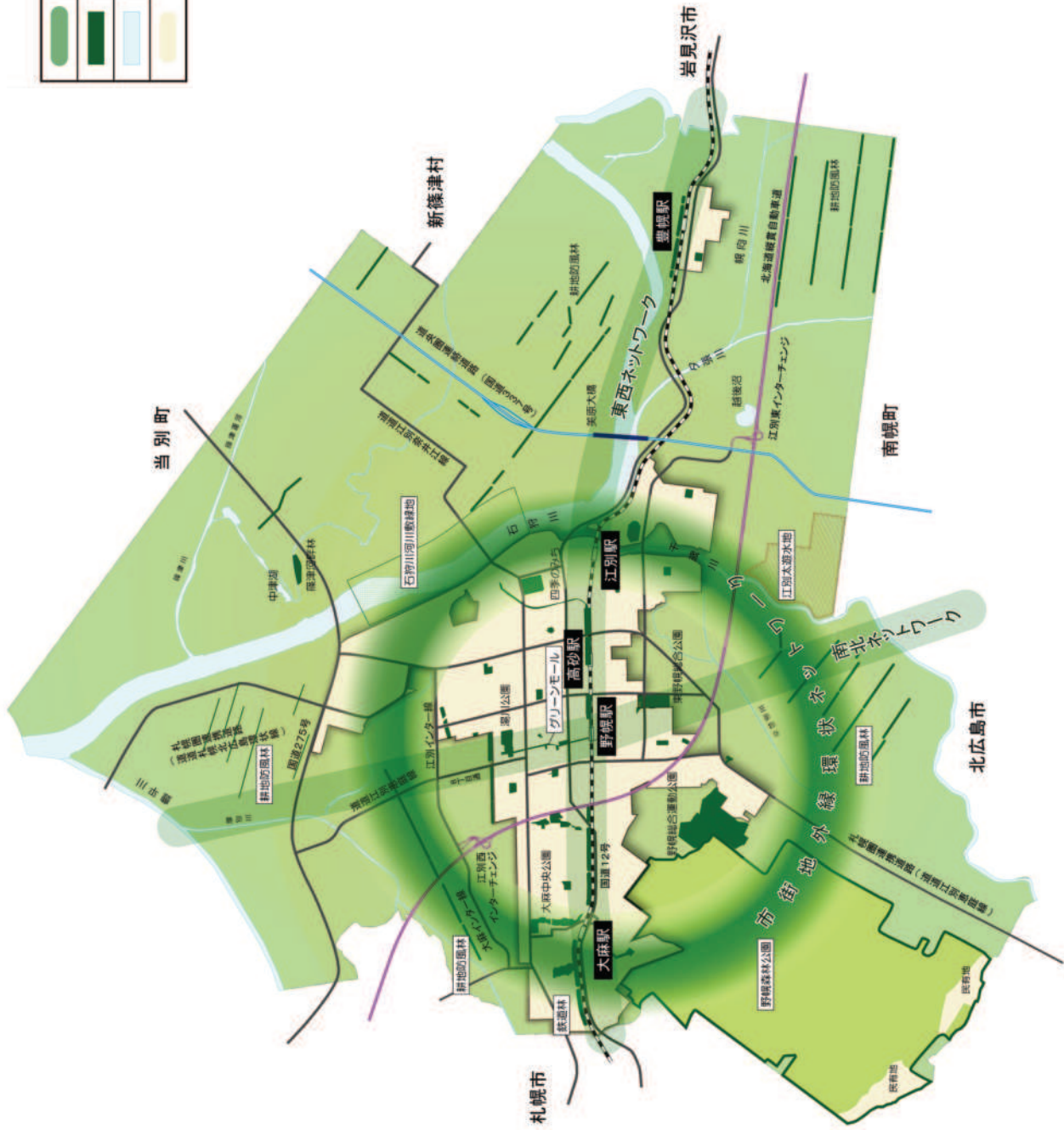


図 4-5 環境の方針図

第1章 都市計画 マスタープラン	第2章 国土利用 マスタープラン	第3章 都市環境 マスタープラン	第4章 都市づくりの方針 都市環境の方針	第5章 都市環境	第6章 都市の発展と行状	資料編
------------------------	------------------------	------------------------	----------------------------	-------------	-----------------	-----

